

道路維持作業用自動車

	適用条文 道路交通法施行令 第14条第2項	届出者・申請者 (使用できる機関)	使用目的	指定塗色	黄色灯火の 固定方法
			主な装備、要件		
1	道路維持作業用自動車 (第1号)	道路管理者 * 道路管理業務の受託者	道路の維持、修繕又は道路標示の設置 上記業務内容のため必要な特別の構造 又は装置を有するもの (例) ・道路清掃車 ・除雪車	なし ※慣習として、黄色の塗色に 15cm幅の水平白色帯	固定式
2	道路維持作業用自動車 (第2号)	道路管理者	道路の損傷箇所等の発見 原則、普通乗用自動車	黄色の塗色に 15cm幅の水平白色帯	固定式

* 業務を受託している場合は、契約書等の写しが必要です。